

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第6号

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第9号）第40条の規定に基づき、平成28年度の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成29年 4月 3日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭



1 個人情報取扱事務の届出
なし

2 個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求

請求 ・決定 実施機関	請求内容				決定内容					
	開示	訂正	利用 停止	計	開示	部分 開示	不開示	検討中	請求 取下げ	計
広域連合長	9			9	9					9
選挙管理委員会										
監査委員										
議会										
計	9			9	9					9

3 個人情報の目的外利用、第三者提供の状況

実施機関	広 域 連合長	選挙管理 委 員 会	監査委員	議会
利用及び提供の根拠				
法令等の定めがあるとき	10			
本人の同意があるとき	4			
出版、報道等により公にされているとき				
個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、 緊急かつやむを得ないと認められるとき				
あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上 の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の 権利利益を不当に侵害するおそれがないと実 施機関が認めるとき	※ 5			

※「医療の全国的、地域的な統計・分析を行う目的での提供」が市町村に2件、「構成市町村が行う敬老事業の対象者把握の目的での提供」が市町村に1件、「医療費助成等の医療費に係る照会事項」が2件となっています。